

参 考

1 授業研究の方法 ～ ロマン (ROMAN)・プロセス・アプローチ法 ～

本県では、盲・ろう・養護学校の授業改善を目指して平成15年度から「授業改善オーダーメイド・プロジェクト事業」を実施しています。この事業の実施校の指導者である太田正己先生(※)は、実施校の校内研修会の中で、授業研究の方法として「ロマン (ROMAN)・プロセス・アプローチ法」という手法を提言されています。

太田先生は、授業批評による授業研究を実りあるものとするため、授業批評を①読み取り (Reading)、②参観 (Observation)、③メモ (Memorandum)、④分析 (Analysis)、⑤語り (Narration) の5つのプロセスに分けるとともに、各プロセスにおける授業批評の視点を明確にしています。

なお、各プロセスの頭文字をとって、ロマン (ROMAN)・プロセス・アプローチ法と呼んでいます。

①授業案の読み取り (Reading)

- ・ 授業者の授業意図
- ・ 子どもの実態
- ・ 教材の構造
- ・ 学習活動と指導の手だてとの関連性
- ・ 授業者の具体的な評価の基準

②研究授業の参観 (Observation)

- ・ 授業目標
- ・ 教授行為
- ・ 教材・教具
- ・ 学習活動
- ・ 子どもの実態

③授業の核のメモ (Memorandum)

- ・ 授業の「事実」をメモする
- ・ 授業の核 (授業意図実現の中心となる学習場面) を中心に構造的にメモする
- ・ 参観中の気づき、感想も「事実」と区別してメモする

④参観内容の分析 (Analysis)

- ・ 授業意図と授業行為、教材・教具と学習活動 (授業の「事実」) などの関連性の確認
- ・ 授業者の評価 (授業の「事実」) と授業意図の関連性の確認
- ・ 子どもの実態の確認 (授業案の児童の実態と授業の事実の比較)

⑤批評内容の語り (Narration)

- ・ 最初、授業者の授業意図を肯定して語る
- ・ 建設的に語る
- ・ 授業での「事実」を挙げて具体的に語る
- ・ 理由を挙げて論理的に語る
- ・ 授業者に敬意を表したことばで語る

※ 京都教育大学教育学部教授，同附属養護学校校長。広島県教育委員会「授業改善オーダーメイド・プロジェクト事業」実施校（広島北養護学校：平成15年度，福山北養護学校・呉養護学校：平成17年度）の指導者。【参考】太田正己「特別支援教育のための授業力を高める方法」黎明書房，2004

2 学習指導案と個人情報の取扱い

(問)

盲・ろう・養護学校や障害児学級において作成する学習指導案では、幼児児童生徒の障害名や障害の状態、発達段階などを示しています。このような学習指導案の取扱いについて気を付けることを教えてください。

(答)

学習指導案は、授業者が授業の設計図として作成するとともに、授業後の分析や反省等の授業改善の資料及び教師間の連携の資料として活用するために作成します。特に、盲・ろう・養護学校や障害児学級において作成する学習指導案は、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階、知識・技能等の実態を的確に把握し、個々の目標や課題、配慮事項を示していることが大切であると言えます。

条例第2条第2項は、「「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」としており、幼児児童生徒の障害名や障害の状態、発達段階など幼児児童生徒の状況は個人情報に該当し、条例の保護の対象となります。

そして、学習指導案に幼児児童生徒の障害名や障害の状態、発達段階など幼児児童生徒の状況を記載し、それを授業研究に用いることから、条例第2条第3項にいう、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」、すなわち「保有個人情報」に該当します。

条例第6条第1項は、「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のもに提供してはならない。」としています。

学習指導案に幼児児童生徒の障害名や障害の状態、発達段階など幼児児童生徒の状況を記載するという事は、授業研究の資料及び教師間の連携の資料とすることを目的に作成したものです。

そうすると、作成した学習指導案を校内授業研究で、当該学校の教職員が授業

研究を目的として利用することは、実施機関が「個人情報を取り扱う事務の目的」「のために保有個人情報を当該実施機関内において利用」するということになるので条例第6条に規定する利用及び提供の制限を受けることはありません。

次に、作成した学習指導案を公開研究会で当該実施機関以外の教職員に配布するというのであれば、条例第6条に規定する利用及び提供の制限を受けることとなります。

しかしながら、条例第6条第1項第6号は利用及び提供の制限を受けない場合として、「同一実施機関が利用する場合又は県の機関，国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合で，相当な理由があると認めてそれぞれの事務の目的に必要な範囲内において，利用し，又は提供するとき。」としています。

公開研究会に参加している教職員が、私立学校の教職員（社会福祉法人の職員，保護者等の民間人）でない限り，同号に掲げるいずれかの主体に含まれますし，「相当な理由がある」とは，「住民の負担の軽減，行政サービスの向上や，行政事務を効率的・迅速に処理する場合で，個人の権利・利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合をいう」と解されていることから，このケースは，同号の規定に該当するものと考えられます。

公開研究会に参加している教職員が、私立学校の教職員（社会福祉法人の職員，保護者等の民間人）であるときは，現時点においては，目的外の利用又は外部への提供を可とする根拠が見当たりません。

そうすると，私立学校の教職員（社会福祉法人の職員，保護者等の民間人）が参加するとき，条例第6条第1項に規定する利用及び提供の制限をクリアーするには，同項第2号にいう「本人の同意に基づいて利用し，若しくは提供するとき」に該当させるようにしなければならないということになります。

このような事態を想定して，授業研究の資料及び教師間の連携の資料とすることを目的に学習指導案を作成するに当たって，幼児児童生徒の障害名や障害の状態，発達段階など幼児児童生徒の状況を記載することを保護者に説明し，その了解を得ておくほかはないと思われま